

令和5年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和6年4月24日現在）

- 1 監査の期間 令和5年11月30日から令和6年2月28日まで
- 2 監査対象年度 令和5年度事務（令和5年10月31日現在）。ただし、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和4年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置の内容又は措置方針等	措置分類
(1) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。	市民局 市民文化部 市民相談センター	指摘事項の原因は、所属長の確認不足である。 指摘後、直ちに対人対物の無制限の賠償が確認できる任意保険証書の写しを添付した。 また、私有車の公務使用に関する要綱等を所属職員に確認させ、適正な私有車の使用に関して周知徹底した。 (通知受理日:令和6年4月4日)	措置済
(2) 鹿児島市会計規則第39条第1項によると、現年度の調定に係る歳入金について当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったものがあるときは、翌年度の調定額に繰り越さなければならないとなっているが、地域下水道事業特別会計の地域下水道使用料(滞納繰越分)及び一般会計のし尿処理手数料(滞納繰越分)について、6月1日で調定を行うべきところ、それぞれ6月6日、6月9日で調定を行っていた。	環境局 資源循環部 資源政策課	現年度分の出納閉鎖期日後に翌年度への繰越を行う際に収入事務受託者から報告を受けた日を調定日として起票し処理していたことが原因である。 対応として、令和6年度から調定日を6月1日付で調定処理を行うよう課内で共有、周知徹底を行った。 今後の方針としては、引継書に調定業務の留意点として明記する。 (通知受理日:令和6年4月8日)	措置済
(3) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第	環境局 資源循環部	私有車の公務使用については、要綱第5条1項第2号イの使用承認の基準による	措置済

<p>1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>廃棄物指導課</p>	<p>と、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険（対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。）に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで一部、補償内容の確認が出来ないものがあったため令和5年12月11日に対象の職員に任意保険証書の写しの再提出を依頼。同月15日までに補償内容の確認と添付書類の追加処理を行った。</p> <p>今後、所属長の承認を受ける際は、保険証書の両面の写しを添付し、補償内容の確認を行うこととした。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月8日)</p>	
<p>(4) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>健康福祉局 健康福祉推進部 地域福祉課</p>	<p>指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。</p> <p>指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後、直ちに該当職員に要件が確認できる自動車検査証及び任意保険証書の写しの提出を求め、添付した。</p> <p>また、令和6年3月1日に所属職員全員に私有車使用伺簿兼私有車運転日誌の添付書類について再確認させた。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(5) 鹿児島市会計規則第19条第3項によると、納入通知書等に指定する納入期限は、別に定めがあるものを除くほか調定の日の翌日から10日以内とするとなっているが、坂元福祉館警察無線機器の電気使用料について、別に定めなく調定の日の翌日から1か月以上超えて、納期限を指定していた。</p>	<p>健康福祉局 健康福祉推進部 地域福祉課</p>	<p>指摘事項の原因は、会計規則の確認不足である。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、会計規則を遵守し、事務処理の遅延がないか確認を徹底するよう令和6年3月1日に所属長から所属職員全員に指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>

<p>(6) 鹿児島市会計規則第23条第1項によると、出納員等は、現金を直接収納したとき、又は収納金の引継ぎを受けたときは、即日払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとなっており、また、ただし書で、即日払込みができない場合は、出納員等において一時保管し、指定金融機関等の翌営業日の正午までに払い込まなければならないとなっているが、災害援護資金等償還指導員が訪問して収納した民生安定資金貸付金償還金及び災害援護資金貸付金償還金について、払込書で払い込むべきところ、納入通知書により払い込んでいるものが3件、指導員が地域福祉課に持参したときから、2週間以上経過して払い込まれているものが3件あった。</p>	<p>健康福祉局 健康福祉推進部 地域福祉課</p>	<p>指摘事項の原因は、会計規則の確認不足である。</p> <p>今後はこのようなことがないように、会計規則を遵守し、事務処理の遅延がないか確認を徹底するよう周知を行った。</p> <p>また、収納取扱員及び収納出納員に対し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(7) 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第1項によると、所属長等及び補助者等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとなっているが、酒気帯びの有無を確認せず、同要綱第6条に定める酒気帯び確認記録簿を作成していないものが2件あった。</p>	<p>健康福祉局 健康福祉推進部 地域福祉課</p>	<p>指摘事項の原因は、運転者及び所属長の確認不足である。</p> <p>今後、このようなことがないように、令和6年3月1日に所属長から所属職員全員に酒気帯び確認記録簿の作成について再確認させた。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>

<p>(8) 行政財産目的外使用料（電柱等敷地使用料）について、4月1日で調定すべきところ、11月7日で調定を行っているものが2件あった。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>行政財産目的外使用料（電柱等敷地使用料）については、事務処理手順のマニュアル（引継書）において、4月1日に調定することとの記載がなかったことが主な原因である。</p> <p>このため、マニュアルの修正を行った。</p> <p>また、課内でも共有し、周知徹底を図った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(9) 介護サービス事業者等の指定等手数料について、指定（許可）申請書の受付日で調定すべきところ、受付日で調定していないものが多数あった。また、鹿児島市会計規則第19条第3項によると、納入通知書等に指定する納入期限は、別に定めがあるものを除くほか調定の日の翌日から10日以内とするとなっているが、特別な理由もなく納入期限を10日を超えて設定しているものも多数あった。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課</p>	<p>指定手数料は審査業務の対価との認識から、指定等の通知までに納入を確認できるよう調定決議書を起票していたことが原因である。</p> <p>対応として、令和6年1月から、起票日は申請書の受付日とし、納付期限を調定の日の翌日から10日以内にするよう課内で共有、周知徹底を行った。</p> <p>今後の方針としては、引継書に調定業務の留意点として明記する。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(10) 社会福祉施設整備資金に係る利子補助金（令和4年度分）について、鹿児島市社会福祉施設整備資金に係る利子補助金交付要綱第6条第3号に定める法人会計収支決算書を6月30日までに徴取していなかった。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課</p>	<p>補助金等交付決定通知書の交付の条件に、当該年度の法人会計収支決算書を翌年度の6月30日までに提出するよう記載していたが、提出の催促を行っていなかったことが原因である。</p> <p>対応として、提出のなかった法人に対し、提出を依頼し、提出をいただいた。</p> <p>今後の方針として、次年度以降、6月初めに再度周知するとともに、提出の催促・確認を行っていく。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(11) 介護保険指導員が訪問して収納した介護保険料について、4月から8月までの期間にお</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部</p>	<p>介護保険料を介護保険指導員の自宅で保管していたことについては、夜間金庫の契約に空白期間があったことが原因である。</p>	<p>措置済</p>

<p>いて1週間分をまとめて払い込むまでの間、自宅にて保管していた。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>空白期間が生じた経緯としては、介護保険指導員3名が令和5年3月末で全員退職した際に夜間金庫の契約を更新せず、後任者の採用後に、後任者の希望する支店と契約する方針としたところ、全員を採用できたのが8月になったため、夜間金庫の契約が9月になったものである。</p> <p>今後は、介護保険指導員が退職した場合でも、夜間金庫の契約の空白期間が生じないようにする。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	
<p>(12)鹿児島市会計規則第8条第1項によると、現金出納の証拠となるべき書類の首標金額を表示する場合には、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならないとなっているが、現金領収帳の領収原簿で、首標金額に「¥」の記号の記入がないものが4件あった。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課</p>	<p>首標金額に「¥」の記号の記入がないものがあったことについては、事務処理上のミスである。このため、令和6年3月5日に介護保険指導員に指導を行った。</p> <p>また、令和6年2月29日に、課長から適正な事務処理について、所属職員全員に周知徹底を図った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(13)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>健康福祉局 福祉支援部 松元保健福祉課</p>	<p>該当職員が使用していた原動機付自転車は、自動車保険の特約で要件を満たす保険に加入していたものの、特約のため保険証書が交付されていないと思い込んでいたことが原因である。</p> <p>書類監査後直ちに確認したところ、主契約の証書に特約が明記されていたことから、写しを添付した。</p> <p>また、改めて私有車の公務使用に関する要綱を遵守するよう所属職員全員に周知した。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月8日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(14)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日</p>	<p>こども未来局 保育幼稚園課</p>	<p>指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。</p> <p>指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後、直ちに該当職員に要件が確認できる任意保険証書の写しの提出を求</p>	<p>措置済</p>

<p>誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>		<p>め、添付した。</p> <p>また、令和6年2月20日に改めて、所属長より必要な書類の添付等を含め、私有車の適正な使用に関する指導を所属職員全員に行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月8日)</p>	
<p>(15)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならないとなっており、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険(対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。)に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで補償内容の基準を満たしていないものが2件あった。</p>	<p>こども未来局 保育幼稚園課</p>	<p>指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。</p> <p>指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後、直ちに該当職員に補償内容の基準を満たす任意保険証書の写しの提出を求め、添付した。</p> <p>また、令和6年2月20日に改めて、所属長より必要な書類の添付等を含め、私有車の適正な使用に関する指導を所属職員全員に行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月8日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(16)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>こども未来局 母子保健課</p>	<p>指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。</p> <p>指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後、直ちに該当職員に要件が確認できる任意保険証書の写しの提出を求め、添付した。</p> <p>また、令和6年2月20日に改めて、所属長より必要な書類の添付等を含め、私有車の適正な使用に関する指導を所属職員全員に行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月10日)</p>	<p>措置済</p>

<p>(17) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用何簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>産業局 産業振興部 産業政策課</p>	<p>指摘事項の原因は、私有車の使用者及び所属長の確認不足である。</p> <p>指摘事項については、書類監査時に書類不備が判明後、直ちに該当職員に要件が確認できる自動車検査証及び任意保険証書の写しの提出を求め、添付した。</p> <p>また、令和6年2月9日に改めて所属長が所属課員全員に対し、必要書類の添付を含めた私有車の適正な使用に関する指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(18) 鹿児島市契約規則第20条によると、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとなっており、また、鹿児島市少額随意契約事務取扱要領第4条によると、業務委託では、業務委託等有資格業者の中から相手方を選定するとなっているが、業務委託契約で、見積書を徴している2者のうち1者については、業務委託等入札参加有資格業者名簿の確認が不十分だったため、有資格業者でない者から見積書を徴しているものが1件あった。</p>	<p>産業局 産業振興部 産業政策課</p>	<p>指摘事項の原因は、業務委託等入札参加有資格業者名簿の確認が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、有資格業者名簿の確認と、見積書の業者コードの記載の確認を徹底することとする。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(19) 鹿児島市勤労者交流センター条例第7条によると、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるとなっており、また、鹿児島市決裁規程第18条第1項第6号によると、定まった標準による使用料及び手数料の減</p>	<p>産業局 産業振興部 雇用推進課</p>	<p>指摘事項については、担当課及び鹿児島市勤労者交流センターの認識不足によるものである。</p> <p>令和6年2月28日付の令和5年度定期監査の結果に関する報告を受けて、直ちに同センターへ説明を行い、令和6年3月1日以降は鹿児島市勤労者交流センター条例施行規則第11条第1項第1号、第2号及び第9号に該当する減免申請の意向を指定</p>	<p>措置済</p>

<p>免に関することは、課長の専決事項となっているが、鹿児島市勤労者交流センターの使用料において、課長の決裁がないまま減免を行ったものが3件あった。</p>		<p>管理者において確認した際には、減免申請書を担当課に送付し、課内にて決裁のうえ、減免を行うよう改めた。 (通知受理日:令和6年4月9日)</p>	
<p>(20)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>建設局 道路部 道路建設課</p>	<p>任意保険証書の写しは添付していたものの、必要な要件が確認できない状態のものであった。また自動車検査証は誤って別の車のものが添付されていた。指摘後、直ちに必要な要件が確認できる任意保険証書、及び使用した自動車検査証の写しの提出を求め添付した。 また、私有車の公務使用に関する要綱を、所属職員全員に確認するよう指導を行った。 (通知受理日:令和6年4月10日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(21)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが4件あった。</p>	<p>建設局 道路部 道路建設課</p>	<p>今回の指摘事項については、国体従事の外勤時に発生したもので、それまでは外勤簿も私有車使用伺簿兼運転日誌も紙決裁で同時決裁としていたが、10月から外勤簿のみが電子決裁となり、紙決裁である私有車使用伺簿兼運転日誌と別々に決裁を行ったことから、従事者38名のうち4名が未申請であることを所属長が気付かなかったものである。 指摘後は外勤簿の電子決裁と紙決裁の私有車使用伺簿兼運転日誌を同時決裁とした。 また、私有車の公務使用に関する要綱を、所属職員全員に確認するよう指導を行った。 (通知受理日:令和6年4月10日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(22)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使</p>	<p>建設局 道路部 街路整備課</p>	<p>今回の指摘事項については、任意保険証書を印刷した際、補償内容部分が印刷されていなかったことが原因である。</p>	<p>措置済</p>

<p>用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>		<p>書類監査時に書類不備が判明した後に、補償内容まで印刷された任意保険証書を改めて添付した。</p> <p>今後、このようなことがないように、写しに補償内容が記載されているか確認を徹底するよう指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月8日)</p>	
<p>(23)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>教育委員会 管理部 総務課</p>	<p>指摘事項の原因は、所属長の確認不足であった。指摘後、直ちに該当職員に対し、対人対物の無制限の賠償が確認できる任意保険証書の写しや自動車検査証等必要書類の添付を指導し、添付した。</p> <p>また、令和6年3月1日に改めて所属長から所属職員全員に適正な私有車の使用に関する指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(24)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>	<p>教育委員会 管理部 施設課</p>	<p>所属長等の承認時に確認が不足していた。指摘を受け、該当職員に対し、対人対物賠償無制限が確認できる任意保険証書の写しの提出を求め、添付を行った。</p> <p>また、全職員に対して、私有車使用時に、書類の添付漏れのないよう、適正な手続きを行うよう指導した。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	<p>措置済</p>
<p>(25)鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私</p>	<p>教育委員会 管理部 美術館</p>	<p>指摘事項の原因は、所属長の確認不足であった。</p> <p>指摘後、直ちに該当職員に対し、対人対物の無制限の賠償が確認できる任意保険証</p>	<p>措置済</p>

<p>有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。</p>		<p>書の写しの提出を求め、添付した。</p> <p>また、令和6年3月1日に改めて所属長から所属職員全員に適正な私有車の使用に関する指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月9日)</p>	
---	--	--	--